

南中学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針

1 目的

当校のいじめ防止基本方針（以下基本方針）は、法及び国や県、市のいじめ防止基本方針に基づき、実効性のあるいじめ防止への対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめ類似行為の定義

いじめ	いじめ類似行為
法第2条で	県条例第2条2項で、
生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、	
当該行為の対象となった生徒等が <u>心身の苦痛を感じているもの</u> とされている。	当該生徒等が当該行為を知ったときに <u>心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの</u> とされている。
具体例	
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団から無視をされる ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・金品をたかれる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等	・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合 等

② 基本理念

いじめは、いじめ等を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめ等を行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ等の防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

3 いじめ防止等のための取組方針

(1) いじめの未然防止

○道徳教育、人権教育、同和教育の充実

- ・「特別の教科道徳」で内容の充実を図り、生徒の情操や道徳心を育む。
- ・「生きる」シリーズを活用した人権教育で、生徒の意識を高める。

○特別活動、学級経営の充実

- ・学級活動や生徒会活動等の特別活動では、自他の存在を認め合い尊重し合える態度や、心の通う

人間関係の構築能力の育成を図る。特に学校の重要課題である「人間関係づくりの能力」「コミュニケーション能力」「自己肯定感」「自己有用感」の育成に、全教職員で組織的に取り組む。

- ・生徒が安心して学校に通い、学校生活や行事、諸活動等で満足感や達成感を味わうことができるような工夫をする。
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会を中核にする生徒会主体の活動で互いを尊重する心の育成を推進する。

○教科指導の充実

- ・生徒に「分かる授業」を展開し、学ぶ楽しさ、分かる喜びを実感させ、自尊感情を育てる。

○情報モラル教育の充実

- ・インターネットを安全に使用するための授業や啓発活動を実施し、情報モラルの意識を高める。

○教職員のいじめ防止の取組に対する資質向上

- ・校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

○保護者・地域住民への働きかけ及び周知

- ・保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。特に、PTAの集まりやホームページを通じて「いじめ防止等のための対策に関する基本方針」を周知する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると判断される場合には、学校として警察への相談・通報や関係機関との連携を行うことを予め保護者に周知する。

(2) いじめの早期発見

○下記の内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に把握する。

- ・定期的ないじめ調査アンケート（生活アンケート1ヶ月1回、職員で点検）
- ・教育相談の充実（定期…学期1回、状況に応じて随時）
- ・メディア（SNS・ゲーム）利用に関するアンケート調査
- ・生活ノートの活用（毎日）
- ・生徒及び保護者からの情報の確実な受け止め（個別懇談、状況に応じて随時）
- ・相談員、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーとの連携
- ・教職員の情報共有（生徒指導日報の活用、生徒指導部会・企画委員会・職員会議内の情報交換、状況に応じて随時）
- ・生徒の日常生活の見取り（学級担任、教科担任、部活動顧問など）

(3) いじめへの対処

① 即時対応のための具体的取組

いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに生徒指導主事に報告・相談し、管理職へも報告・相談を確実にを行い、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

※ **いじめを受けた生徒及び疑いを知らせてきた生徒を徹底して守る**

ア 校内いじめ対策委員会①で対応を協議

イ 事実関係を迅速・的確に把握

ウ 市教育委員会に報告・相談、関係機関・専門機関と連携②

エ 対応検討及び指導③

オ 当該生徒の様子、状況を注視し、再発防止の見守りや指導の継続

カ 解消の判断、再発防止のための観察の継続④

① 校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）の委員構成

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・当該生徒の担任

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門機関の参加・協力を得て、より実行的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※生徒指導部会を定期的に行い、いじめの疑いを発見、又は通報を受けた場合は臨時に開催する。

② いじめを認知した場合、当該生徒に指導支援する前にいじめの概要及び対応について管理職から市教育委員会に電話で一報を入れる。指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。当該事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかに相談し、犯罪行為については

速やかに警察に通報する。

- ③ いじめを行った生徒に対しては毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

- ④ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

・いじめに係る行為が止んでいること『少なくとも3か月を目安とする』

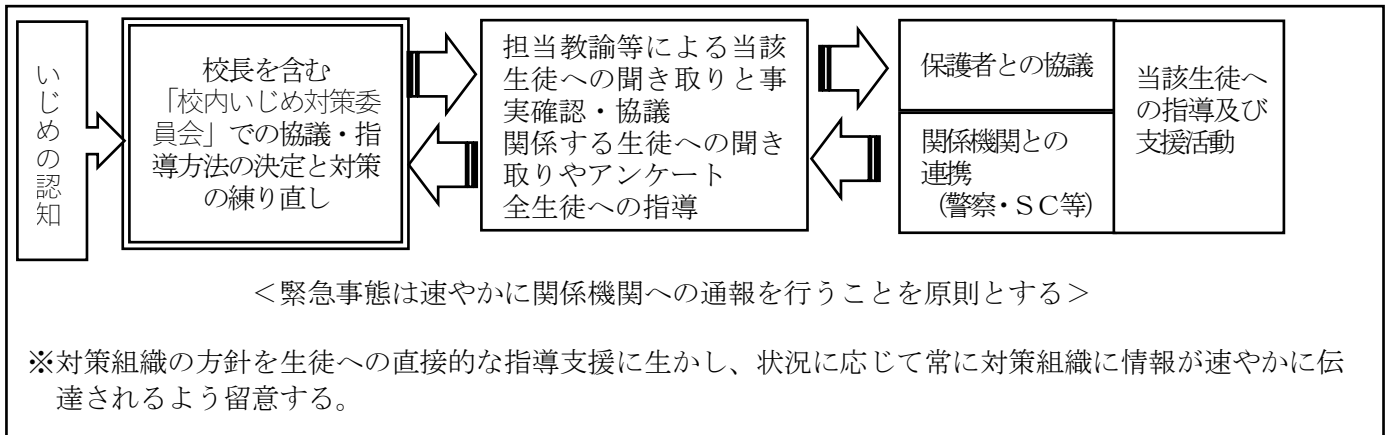
・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※3か月後、被害及び加害児童生徒、双方の保護者に確認後、いじめ解消となる。

上記の「いじめが解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(4) いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒等を守り通すとともに、いじめた生徒等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



(5) いじめの認知と対応における留意事項

① 聴き取り調査

管理職からの対応の指示を受け、事実の把握に向けた確認を行う。必ず職員が複数人で確認する。当該情報は確実に記録に残す。いじめの加害・被害的立場を問わず、生徒への聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに、被害的立場にある生徒への傾聴を徹底し、寄り添いながら調査を行う。さらに、それぞれの立場にある生徒及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応にあたる。

② 生徒の被害性

外見的には遊びやふざけ合いのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、状況の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目し、公正に見極める。また、ネット上の誹謗中傷等、被害的立場にある生徒本人が行為に気付かず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、加害行為を行った生徒には指導を適切に行う。さらに、いじめの被害は時間とともにその重さや質が変容することから、継続的に被害的立場の生徒への教育相談を中心にその被害性を確認する。

③ 指導のあり方

被害生徒の保護者に事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。その後の指導の状況についても随時生徒及び保護者に説明する。加害生徒へ「いじめは人格を傷つける行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導と、その保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。いじめを受けた生徒及び保護者の了解を得た上で、指導の状況も説明する。

いじめ行為の全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手

方の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などについては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応を行う。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、校内いじめ対策委員会へ報告し、情報を共有する。また、被害的立場にある生徒が加害側への指導を望まない場合などは、生徒及びその保護者との相談を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き、周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して指導に当たる。

インターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当し得ると判断される場合には、学校として直ちに警察への相談・通報を行う。市教育委員会を含む関係機関との連携を行い、適切に対処する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめや「重大事態」が疑われるいじめについては、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

(6) 保護者や地域との連携と啓発

- 社会全体で生徒を見守るため、学校と PTA・地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

- ① 中学校区いじめ不登校対策委員会(南中学校区子どもを語る会)※年 1 回開催。必要に応じて臨時で開催。

中学校…校長・教頭・生徒指導主事・PTA 副会長

小学校…校長・教頭・生活指導主任・保護者代表

保育園…園長

地 域…主任児童委員・人権擁護委員・駐在所員・各地区連絡協議会長

専門家…スクールカウンセラー・市教育相談員

※南中学校区の児童生徒の地域、学校での様子等の情報共有を行い、健全育成につなげる。

- ② 小千谷・川口地区学校警察等連絡協議会の参加(校長・生徒指導主事が参加)

学校、警察等の関係機関から生徒指導の取組や情報共有を行う。

- ③ 保護者の責務

家庭においては、法第 9 条及び県条例第 8・9 条では『保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。』と示されている。保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるように学校と連携していく。

- 保護者や地域への啓発

- ・学校ホームページで「いじめ防止基本方針」を伝え、啓発を図る。
- ・PTAが集まる機会をとらえて「いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・インターネット上のいじめなど、犯罪行為に相当し得ると判断される場合には、学校として警察への相談・通報や関係機関との連携を行うことを予め保護者に周知する。

(7) 関係機関との連携

- いじめる生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、警察、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、以下に該当する場合である。

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより相当の期間⑤学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

⑤相当な期間とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分考慮する。生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。

- ③ その他、市教育委員会が認めるとき

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校は「いじめの結果ではない」又は「重大事態とは言えない」と考えられる場合であっても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

- 学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態発生後の調査及び調査組織

- ① 調査は、当該重大事態への対処、及び同種の事態の発生防止を図るために行う。
- ② 客観的な事実関係を明らかにすることを目的に、いじめの行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかを、多方面から情報収集し明確にする。
- ③ 調査は、小千谷市いじめ対策専門委員会において行う。

(4) 調査を行う上での留意点

- ① 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を取る。

(5) 調査結果の提供

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
 - ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過を報告する。
 - ・情報提供には、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修の実施
 - 職員研修を定期的実施する。運営は校内委員会とし、内容はいじめ未然防止やいじめ事案の対応、教育相談の仕方等とする。 ※必要に応じてケース会議を開催する。
- (2) 人権教育、同和教育の校内研修の実施
- (3) いじめ防止等のため、学校運営サポート委員会（年3回）、PTA、後援会、自治会、育成会と連携して、いじめ防止等のための取組を強化する。
- (4) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (5) いじめ見逃しゼロスクール集会（小中合同いじめ見逃しゼロスクール集会）
 - ・いじめ根絶県民会議の趣旨に則った生徒会行事等の充実を図る。
- (6) 保護者及び地域への啓発活動
 - ・いじめ防止基本方針を生徒及び保護者（PTA総会など）へ丁寧に説明する。ホームページにも掲載する。
 - ・いじめ防止のための活動を学校だよりに掲載し、地域に配布する。
- (7) インターネット等によるいじめ防止に向けた取組の推進
 - ・生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。
 - ・インターネットや携帯電話によるトラブル防止のため、研修会等を通じて、その防止のための啓発活動を支援する。
 - ・家庭と密接に連携して生徒が正しくインターネット等を利用し、いじめ防止を家庭・地域とともに推進していく。また、南小中こどものよりよいインターネット利用環境づくり共同宣言（PTA作成）、インターネット・SNS利用講演会、元気アップ週間等の活用を行う。
- (8) いじめ防止基本方針は随時見直し、改善する。

平成26年3月31日 作成
令和 4年3月10日 改訂
令和 5年3月28日 改訂
令和 6年4月 1日 改訂